

第6節

援助政策の立案および実施における取組状況

政府開発援助(ODA)大綱は、政府開発援助をより効率的・効果的なものとするために、政府が進めるべき一連の改革措置を援助政策の立案および実施体制、国民参加の拡大、効果的実施のために必要な事項の

3つに分けて示しています。以下では、大綱の構成に従って、2006年度に進められた政府開発援助改革の取組状況について説明します。

1. 援助政策の立案および実施体制

(1) 一貫性のある援助政策の立案

日本では1府12省庁^(注1)が政府開発援助に携わっています。政府開発援助の実施にあたっては、戦略部門、企画立案部門、実施部門が密接に連携し、各府省が直接、また国際機関等を通じて行う事業が相矛盾することなく立案・実施され、政府開発援助を戦略的に実施し最大限の効果を発揮することが重要です。

2006年度は、日本の国際協力の実施体制が大きく変わりました。まず、戦略部門では、4月に内閣に「海外経済協力会議」が設置されました。海外経済協力会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、財務大臣および経済産業大臣を構成員とし、海外経済協力に関する重要事項を機動的、実質的に審議しています。これまで、アジア、アフリカ、中国、イラク、インド、アフガニスタン、資源・エネルギー、環境等といった議題で審議さ

れ、計11回^(注2)開催されました。

また、企画立案部門では、外務省の体制が変わりました。8月に新たに国際協力局が設置され、二国間援助と国際機関を通じた援助を総合的に企画・立案する体制が整備されました。また、外務大臣の下に国際協力企画立案本部が新設され、国際協力局と地域担当局等が協議し、効果的な政府開発援助の企画・立案に努めています。その一例として、年度ごとに国際協力の重点方針・地域別重点課題を作成することとし、2007年度は、①環境・気候変動への取組、②開発途上国の経済成長と日本の経済的繁栄の実現、③民主化定着・市場経済化支援、④平和の構築・テロとの闘い、⑤人間の安全保障の確立—を国際協力の重点事項として援助を行っていきます。→第I部3ページも参照してください

さらに、外務省は関係省庁と連携しつつ、政府全体の事業の調整の中核を担っています。また、2007年3月には、国際協力に専門的知見・経験を有する国内各層の代表(学者、言論界、産業界、NGO)を招いて、「国際協力に関する有識者会議」を設置しました^(注3)。この会議は、国際協力に知見を有する有識者の声を政策に反映させるため、外務大臣からの諮問^(注4)を受け、幅広く議論を行うものです。2007年11月末までに5回実施され、2007年内をめどに中間報告が提出される予定です。このほかにも、分野別の課題に適切に対処するため、分野別のタスクフォースを設置し、議論を開始しまし



第4回国際協力に関する有識者会議での宇野治外務大臣政務官(写真左)

注1 : ここでの1府12省庁とは、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省を指す。
注2 : 2007年11月現在

注3 : 「有識者会議」は内閣官房長官の下で開催された「海外経済協力に関する検討会」の報告書(2006年2月)を踏まえ、2002年に始まった「政府開発援助戦略会議」を2006年6月に終了し、更に充実した議論を行うために設けられたもの。

注4 : 具体的な諮問事項は、①重要課題や地域に関する国際協力政策の基本的考え方、②国民参加の在り方、③ODAの効率化・迅速化や官民連携、NGO等との連携を含む、ODA案件形成と実施上の課題—の3点。

た。例えば、保健に関するタスクフォースは、保健分野の取組強化のため、関係国際機関、関係省庁との連携の下、積極的に活動を行っています。

→ 保健タスクフォースについては、96ページを参照してください

実施部門では、技術協力、無償資金協力、有償資金協力が一元的にJICAで実施されることになりました。

(2) 関係府省間の連携

各府省庁が実施する政府開発援助事業が全体として整合性を保ち、効果的・効率的に実施されるためには、府省庁間での連携・調整を強化し、政府全体として一体性と一貫性のある政策を立案し、実施していく必要があります。外務省は、政府開発援助に関する全体的な企画などについて政府全体を通ずる調整の中核としての機能を担っています。政府開発援助関係省庁

11月に成立した「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」により、JBICの有償資金協力部門と外務省の無償資金協力が2008年10月1日に発足する新JICAに承継されます。これにより、3つの援助手法の更なる連携が期待されます。

連絡協議会、技術協力連絡会議、ODA評価連絡会議などの各種会議を開催し、関係府省庁との連絡調整・情報共有を行うとともに、必要に応じて随時意見交換を行い、政府開発援助政策の企画立案にあたって、関係府省庁の知見を活用しています。また、関係府省庁との人事交流も積極的に進め、幅広い連携の強化を進めています。

(3) 政府と実施機関との連携

効率的・効果的な援助を実施するためには、関係省庁間の連携のみならず政府と援助実施機関との間で、一体感を持って有機的な連携の下援助を行うことが重要です。

政府においては、海外経済協力会議における議論等を通じ、国・地域や分野ごとに明確な戦略を設けるとともに、国別援助計画等の策定を通じ、よりメリハリのある国際協力の企画・立案を進めています。

外務省は、海外経済協力会議の議論の結果や、それに基づいて外務省が作成する年度ごとの重点方針を実施機関に伝達し、迅速に援助の実施に反映できるよう実施機関との連携を図っています。

政府が策定した戦略・政策にのっとり、新JICAが援

助を機動的かつ迅速に実施するための体制づくりが必要です。そのため、3つの援助手法の特色を十分にいかしつつ、それらを有機的に組み合わせて実施するための新たな組織・業務手順を構築しています。外務省、JICA、JBICは、2006年度から共同で制度設計を進めています。

制度設計の際には、「総合的な援助機関にふさわしい新たな体制と組織文化の創造」を統合のねらいとし、統合の際の三原則として掲げている「効率性・機動性」、「相乗効果」、「一体感」に従って、新時代の国際協力実施の担い手にふさわしい組織づくりを行っています。

統合の際の三原則

「効率性・機動性」：シンプルで合理的な意思決定と機動的で迅速な実施のメカニズム

「相乗効果」：3つの援助手法の有機的な連携の重視

「一体感」：一体感を持って仕事に取り組める組織の実現

(4) 政策協議の強化

日本の援助は長年被援助国からの要請に基づいて援助を実施するという「要請主義」をとってきました。しかし、開発支援が十分な効果を上げるためには、開発途上国に対する援助の内容について、被援助国との緊密な政策協議を通じて、互いの認識や理解を共有していくことが必要です。このため政府開発援助(ODA)大綱では、自助努力支援という観点から引き続き被援助国からの要請を重視しつつ、協力の実施にあたっては、要請を受ける前から政策協議を行い、その開発政策や援助需要を十分に把握し、ミレニアム開発目標(MDGs)の達成に向けた、開発途上国の開発政策と日本の援助政策の調整を図ることを目指しています。

政策協議の強化に向けた取組として、2003年度に、在外公館およびJICA、JBICなど、援助実施機関の現地事務所を主要なメンバーとして構成される現地ODAタスクフォース(以下、現地TF)を立ち上げました。この

現地TFが現地政府と活発な政策協議を行い、日本の援助政策と開発途上国の開発政策の調和を図ることにより、効率的・効果的な援助の実現を可能にすることを目指しています。現地TFのこうした役割は、ODA中期政策においても、「現地TFは、国別援助計画および重点課題別・分野別援助方針で示される中期的な取組の方針が実際の案件形成・要請・実施に反映されるよう、中期的視点から見た重点分野や政策・制度上の課題につき被援助国と認識を共有し、また、意見調整を行うため、必要に応じて東京からの参加者も得つつ、政策協議を実施する」として確認されています。

2006年度には、アフガニスタン、インドネシア、ペルー、パラグアイ、パキスタン、ザンビア、マラウイ、ベトナム、ルワンダ、エルサルバドル、ホンジュラス等をはじめとして多くの現地TFで活発に政策協議が実施されています。

(5) 現地機能の強化

政府開発援助の戦略性・透明性・効率性の向上や説明責任の徹底を図るためには、国別の援助戦略構築における現地の役割の強化が必要であるとの考えの下、政府開発援助大綱では「現地機能の強化」の方針が打ち出され、また、その具体的内容について2005年に策定された政府開発援助に関する中期政策に明示されました。援助政策の決定・実施過程において、在外公館および実施機関現地事務所などで構成される現地ODAタスクフォース(以下、現地TF)が一体となって主導的な役割を果たせるように、機能を強化しなくてはなりません。さらに、現地を中心として、被援助国にとって何が開発上の優先課題になっているのか、その中でもどのようなことに日本の貢献が求められているのかを総合的かつ的確に把握することが必要です。具体的には、現地TFにおいて、その国についての知見や経験を持つ人材を活用したり、現地に精通した援助関係者と連携したりすることを通じて現地の経済社会状況などを十分把握することと、そのための仕組みをつくることが重要です。

また、上記のような被援助国の需要の把握に加えて、現地TFは、日本の援助の方向性や重点分野などを示す国別援助計画の策定への参画、被援助国との政策協議実施、他の援助国・機関との援助協調への参画、援助手法の連携と見直しに関する提言、援助候補案件に関する提言など、幅広い役割を担っています。このうち、援助協調に関しては、被援助国政府のオーナーシップの下に、援助国を含む関係機関が協力し、貧困削減戦略文書(PRSP^(注5))の策定・見直しが進められている動きにあわせて、現地ベースでの援助協調が各地で本格化しており、日本も積極的に参加しています。中米では、各国の現地TFが連携し、広域での協力を進める取組を行っています。

→ 具体的には、地域別の状況6.中南米173ページを参照してください

さらに、このような援助協調の動きに的確に対応すべく、2006年度から「経済協力調整員」制度を設け、援助協調にかかわる情報収集・調査や日本の政策についての対外発信および提言を行う体制を強化していま

注5 : PRSP:Poverty Reduction Strategy Paper

す。このように、政府開発援助大綱や政府開発援助に関する中期政策に明示されたとおり、外部からの有為な人材を積極的に活用しつつ、一層効率的・効果的な

援助を実施しうる在外公館の体制づくりを行っています。

< 現地ODAタスクフォース >

現地機能強化の一環として、2005年度から、財団法人国際開発高等教育機構(FASID^(注6))と協力して遠隔会議方式の研修(以下、遠隔セミナー)を実施しています。遠隔セミナーのプログラムは、現地TFの希望や需要に沿って作成されます。これまでアジア、アフリカ、中南米各国の現地TFを結び、特定テーマについて活発な議論が交わされてきました。遠隔セミナーを通じて、現地および東京の援助実務者や研究者との間で問題意識が共有されることによって、援助協調が進んでいる国の先進的な経験や、DACや世界銀行、IMFで行わ

れている議論とが、現地における援助の実践の際に役立てられることとなります。

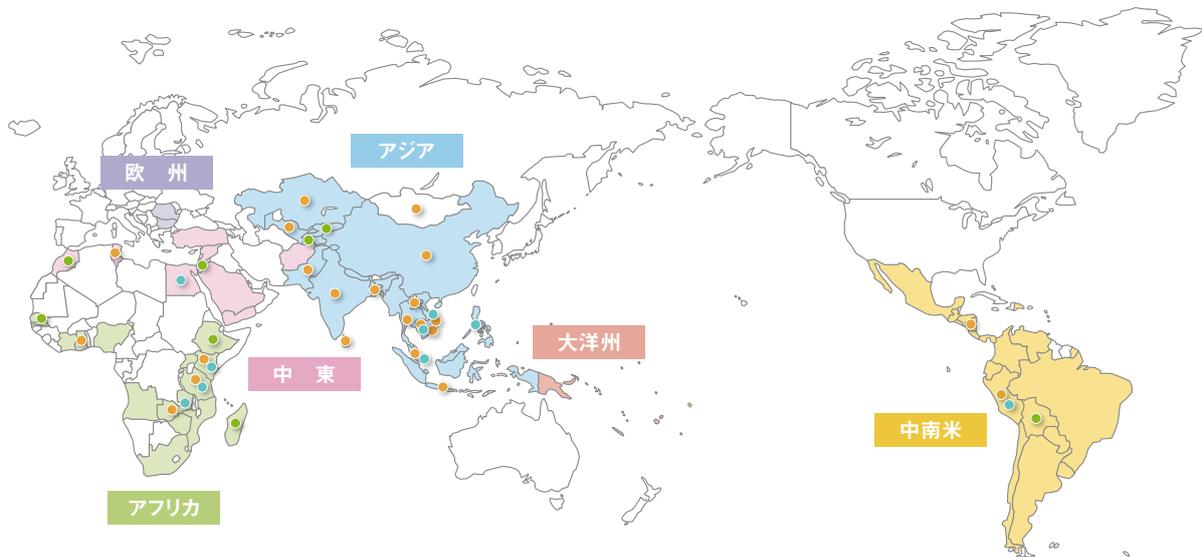
2006年度遠隔セミナーは、アジア、アフリカ、中南米における延べ36現地TFとの間で8回にわたって行われました。セミナーでは、ジェンダー、投資、経済政策支援などの分野別テーマのほか、「世界エイズ・結核・マalaria対策基金」、教育の「ファスト・トラック・イニシアティブ」、 「水と衛生分野のマルチ・バイ連携」など多くの現地TFに共通する課題などがとりあげられました。

現地ODAタスクフォースの機能

- 開発需要などの調査・分析: 現地関係者を通じて現地の経済社会情勢を把握しつつ、主要援助国諸国、国際機関、NGO、学術研究機関などとの情報交換などを通じて、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえた開発需要や被援助国自身の開発の取組についての調査・分析機能を強化。
- 援助政策の立案・検討: 国別援助計画の策定や、重点課題別・分野別援助方針の策定、被援助国との認識や理解を共有するための政策協議を実施。
- 援助対象候補案件の形成・選定: 援助案件の形成・選定のための精査、援助の効果向上のための援助手法(無償資金協力、円借款、技術協力)連携と見直し。
- 現地援助コミュニティとの連携強化: 国際機関や他の援助国をはじめとする現地援助コミュニティと緊密な連携を図りつつ、日本の援助政策に沿った形で積極的に援助協調に参画。
- 被援助国における日本の関係者と連携強化。
- 日本の政府開発援助案件の評価。
- 情報公開と広報。

注6 : FASID: Foundation for Advanced Studies on International Development

図表II-42 国別援助計画・現地ODAタスクフォースの立ち上がっている国一覧



[国別援助計画(2007年8月現在)]

(1) 計画策定済みの国(23か国)

2000年	●バングラデシュ(3月)(2006年に改定) ●タイ(3月)(2006年に改定) ●ベトナム(6月)(2004年に改定) ●エジプト(6月) ●ガーナ(6月)(2006年に改定) ●タンザニア(6月) ●フィリピン(8月) ●ケニア(8月) ●ペルー(8月)
2001年	●中国(10月)
2002年	●マレーシア(2月) ●カンボジア(2月) ●ザンビア(10月) ●ニカラグア(10月) ●チュニジア(11月)
2004年	●スリランカ(4月) ●ベトナム(4月)* ●インドネシア(11月) ●モンゴル(11月)
2005年	●パキスタン(2月)
2006年	●インド(5月) ●タイ(5月)* ●バングラデシュ(5月)* ●ウズベキスタン(9月) ●カザフスタン(9月) ●ラオス(9月) ●ガーナ(9月)*

(2) 策定/改定作業中(17か国)

新規策定中 (8か国)	●エチオピア ●ヨルダン ●ボリビア ●セネガル ●キルギス ●タジキスタン ●モロッコ ●マダガスカル
改定作業中 (9か国)	●エジプト ●フィリピン ●ベトナム ●タンザニア ●カンボジア ●マレーシア ●ペルー ●ザンビア ●ケニア

* *は改定版 国別援助計画の詳細は、以下のホームページを参照。
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/enjyo.html>

● 策定済み ● 策定中 ● 改定作業中

[現地ODAタスクフォース]

欧州	●ブルガリア ●ルーマニア 計2か国
中東	●アフガニスタン ●エジプト ●サウジアラビア ●シリア ●チュニジア ●トルコ ●モロッコ ●ヨルダン ●イエメン 計9か国
アフリカ	●アンゴラ ●ウガンダ ●エチオピア ●エリトリア ●ガーナ ●ケニア ●コートジボワール ●ザンビア ●ジンバブエ ●セネガル ●タンザニア ●ナイジェリア ●マダガスカル ●南アフリカ共和国 ●モザンビーク ●ルワンダ 計16か国
アジア	●インド ●インドネシア ●ウズベキスタン ●カザフスタン ●カンボジア ●キルギス ●スリランカ ●タイ ●タジキスタン ●中国 ●ネパール ●パキスタン ●バングラデシュ ●東ティモール ●フィリピン ●ベトナム ●マレーシア ●ミャンマー ●モンゴル ●ラオス 計20か国
大洋州	●キリバス ●サモア ●ソロモン ●ツバル ●トンガ ●ナウル ●バヌアツ ●バブアニューギニア ●フィジー 計9か国
中南米	●アルゼンチン ●エクアドル ●エルサルバドル ●グアテマラ ●コスタリカ ●コロンビア ●チリ ●ドミニカ共和国 ●ニカラグア ●パナマ ●パラグアイ ●ブラジル ●ベネズエラ ●ペルー ●ボリビア ●ホンジュラス ●メキシコ ●ウルグアイ 計18か国

* 合計74か国(兼轄国を含む)

I 1

I 2

I 3

II 1

II 2

資料

略語一覧

用語集

索引

(6) 内外の援助関係者との連携

日本は、NGO^(注7)、大学、地方自治体、国際機関、他国や民間企業と連携しつつ国際的な協力を行っています。

< NGOとの連携 >

日本のNGOは、様々な形の支援を得て、開発途上国における保健、教育、水供給等の分野において、幅広く、きめ細かい援助を実施しており、日本国内、現地で高く評価されています。NGOは、①途上国・地域のコミュニティレベルで地域住民とともに活動を行っており、多様な需要に応じたきめ細かな援助が可能です。また、②大規模な自然災害が発生した場合、NGOは被災現地に

素早く赴き、迅速かつ柔軟な緊急人道支援活動を展開できる点、③日本の「顔の見える援助」という点、④政府では手の届かない地域での活動が可能な点一から重要になってきています。近年、NGOは開発援助、緊急人道支援のみならず、環境、人権、貿易、軍縮等の分野において様々な活動を行っており、国際社会においてますます大きな役割を果たすようになってきています。

(イ) 日本の基本方針

日本はこのようなNGOの活動と役割の重要性を踏まえ、政府開発援助大綱ではNGOとの連携推進を提唱し、また、2005年に策定された政府開発援助に関する中期政策では、NGO等との連携を随所でとりあげています。

日本としては、これまでも日本のNGOの活動強化を図るため、NGOの海外での活動に政府資金を提供し、また、日本のNGOの基盤強化に向けた各種の協力やNGOとの対話、連携を推進してきています。

(ロ) NGOの活動への日本の協力

日本は、NGOが円滑に援助活動ができるように以下の資金協力を行っています。

i 日本NGO連携無償資金協力

2002年度に設立された日本NGO連携無償資金協力は、開発途上国・地域で活動する日本のNGOが実施する経済・社会開発活動に対して事業資金を提供する制度です。2006年度には、24か国において32団体の52事業に対し、また、(特活)ジャパン・プラットフォーム(JPF^(注8))を通じて5か国において13団体の36事業に対して合計約20億円の資金提供を行いました。

ii 草の根技術協力

草の根技術協力は日本のNGOなどとJICAが開発途上国の地域住民の生活向上に直接役立つ事業を協働して実施するもので、2002年度の設立当初には9.5億円であった予算は、2006年度には19.9億円に増大しました。

また、政府はNGOの能力強化への協力を実施し

ています。近年、日本のNGOは国際協力の現場において目覚ましい活動を行い、高い評価を得ているものの、より一層活躍するためには、その専門性や組織実施体制の強化が必要です。このような観点から、NGOの組織強化や人材育成などへの協力のため、外務省やJICA、財団法人国際開発高等教育機構(FASID^(注9))等が、政府資金により様々なプログラムを実施しています。

iii NGO活動環境整備事業

2006年度に外務省は、日本のNGOの共通関心事項および援助の国際的潮流を視野に入れ、「災害復興時の教育支援のあり方」、「人道支援におけるプロテクション」、「ファンドレイジング」、「ネットワークのあり方」の4つのNGO研究会^(注10)を行いました。また、NGO相談員^(注11)を全国に17名配置して各種アドバイスをを行い、また、NGO専門調査員^(注12)11名を11団体に派遣しました。さらに、「貧困を改めて考える・アフリカNGOから学

注7 : NGO:Non-Governmental Organization、非政府組織

注8 : JPF:Japan Platform

注9 : FASID:Foundation for Advanced Studies on International Development

注10 : 特定分野や国等におけるNGO事業実施能力や専門性向上を目的とした、複数のNGOが自らの事業実施能力、専門性の向上を目指して行う研究会活動。

注11 : 政府が国際協力分野で経験と実績を有する日本のNGO職員に委嘱し、国民やNGO関係者等から寄せられる国際協力やNGOに関する相談対応および国際協力イベントやセミナーにて相談対応や講師役を行う出張サービスを行う。

注12 : 特定分野や業務の強化を望むNGOに、経験や知見を有する人材を派遣し、一定期間の業務への従事を通じて、派遣先のNGOの能力や組織を強化し、また、具体的課題および改善策を提言する。

ぶ]をテーマにした海外NGOとの共同セミナー、「アカウ
ンタビリティ・セミナー」を行うなど、様々な面からNGO

の能力強化に協力しました。

(ハ) NGOと政府との対話・連携

日本は、NGOとの連携の強化に努めています。国内では、1997年からNGO・外務省定期協議会を開始し、日本の援助政策や日本NGO連携無償資金協力などの制度についての討議が活発に行われています。また、実施機関であるJICA、JBICもNGOと定期協議会を開催し、政府開発援助事業に対するNGOからの意見を積極的に取り入れています。国外では、NGO関係者が政府開発援助の効率的・効果的实施を協議する

場とする「ODA大使館」を2002年に開設し、これまで、カンボジア、バングラデシュ等の13か国で実施しています。

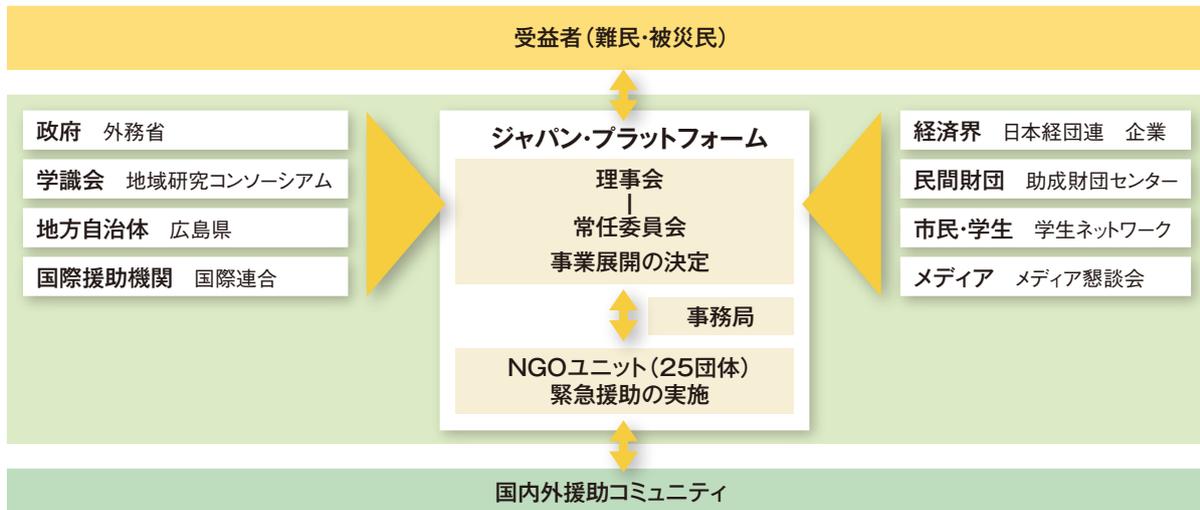
このような国内外におけるNGOとの協議に加え、NGO、政府、経済界が連携して、2000年にジャパン・プラットフォーム(JPF)を設立しました。JPFには日本NGO25団体^(注13)が参加し、緊急人道支援の際には、事前に供与された政府開発援助資金や一般企業・市民からの寄付金を活用して、迅速な援助を実施します。

図表II-43 NGO・外務省定期協議会の開催状況(2006年度)

日時	会議名	議題(協議事項)
2006年6月2日	第3回全体会議	NGOとODAの連携の具体的な方向性について ● 連携推進委員会：ODAとNGOのパートナーシップ強化に向けて ● ODA政策協議会：ODAにおける市民参加
2006年7月7日	第1回連携推進委員会	1. 日本のODAとNGOのパートナーシップの中期的強化について 2. NGO-外務省 広報協力がタスクフォースの発動について 3. 「草の根・人間の安全保障無償資金協力」と日本NGOの連携の可能性 4. 日本NGO支援無償資金協力事業の効果検証について
2006年7月28日	第1回ODA政策協議会	1. NGO・外務省定期協議会:ODA政策協議会の進め方について 2. TICADⅢのフォローアップについて 3. テロ・海賊行為等の取締り・防止のためのインドネシアに対する巡視船艇供与について 4. 人権侵害のある国への日本の公的資金の供与について -フィリピンの事例を中心に- 5. ODA一元化に伴う詳細設計プロセスの公開と市民対話
2006年11月10日	第2回連携推進委員会	1. 「草の根・人間の安全保障無償資金協力」と日本NGOの連携について 2. 日本NGO支援無償資金協力事業の効果検証について 3. NGO-外務省 広報協力について
2006年12月4日	第2回ODA政策協議会	1. 国別援助計画の作成手続きの明確化とNGOの参加について 2. 新ODA実施体制における平和構築の在り方
2007年3月2日	第2回連携推進委員会	1. NGO強化事業について 2. JICAの寄付活動を始める件について 3. 来年度連携推進委員会の協議の在り方について
2007年3月16日	第3回ODA政策協議会	1. NGOと外務省の協議の在り方について 2. ODAによって自由、人権、民主主義、法の支配などの「価値の外交」をいかに実践するか-フィリピンの事例を中心に-

注13：2007年10月現在

図表II-44 ジャパン・プラットフォームの仕組み



JPFは、2006年度、ジャワ島南西沖地震、イラク、リベリア、スーダン、東ティモールおよびレバノンに緊急人道支

援活動を展開し、これらに活用された政府開発援助は約10億円となりました。

(二) NGOとの連携・協力の今後の方向性

日本のNGOが開発途上国での開発協力事業や緊急人道支援活動に一層積極的に対応できるようにするため、NGOの抱える諸問題や要望に配慮しつつ、対話

を一層重ね、今後とも連携・協力の充実・多様化に努めていきます。

< 大学、地方自治体等との連携 >

2006年度、JICAは、事業の質的向上、援助人材の育成、地方発の事業展開の活性化などの効果を期待し、専門家の派遣、研修員や留学生の受入、草の根技術協力事業、連携講座の実施など、様々な事業の場面で大学と連携してきました。また、近年では、技術協力プロジェクトの実施を大学との契約により包括的に行うケースも増えてきています。その背景には、個々の大学の持つ知的資産を、事業の活性化や質の向上、援助人材の育成に役立てたいという期待があります。

一方、大学にとっては、JICAと連携することで開発途上国の現場にアクセスしやすくなり、実践的な経験を得られるという利点が考えられます。したがって近年では、組織的な協力関係を構築し、事業の相乗効果を高

めることを目的に、大学との間で包括的な連携の枠組み（連携協力協定や覚書）を導入し、帯広畜産大学、北海道大学、広島大学等13の大学と9つの協定・覚書を締結しています。今後も、大学の知見を国際協力事業にいかすべく、大学との連携に一層努めていきます。

円借款事業に関連する取組として、①海外経済協力業務に関する業務協力協定を結んでいる大学（計11大学）との間で定期協議を開催する、②インドの植林案件や、中国の水環境整備（上下水道）案件の形成段階において、地方自治体や大学（北九州市、沖縄県、琉球大学、島根大学等）の専門家と協力し、日本の経験、知見等を提供する、③地方自治体や地域国際化協会との協議を通じて相互理解・情報交換を促進す

る、④優れた経験・知見を持つ日本の団体(NGO、地方自治体、民間企業、大学等)との連携を目的に、円借款事業の視察を中心とした円借款パートナーシップ・セミ

ナー(2006年度は中国を訪問)を開催する一などの取組を実施しました。

< 開発途上国の地方自治体、海外のNGOとの連携 >

開発途上国の地方自治体や、NGOとの連携を図ることも重要です。日本は、主に草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、これら関係者が実施する事業を支援しています。開発途上国の政府を通じた支援とは異なり、余り大規模な事業への支援はできませんが、草の根レベルに直接利益となるきめ細かい援助として高く評価されています。また、開発途上国の開発に資するのみならず、NGO・市民社会の強化が期待できます。

2006年度には、ジンバブエ第2の都市であるブラワヨ

市が、近年の干ばつによるダム枯渇での深刻な水不足に悩んでいる状況に対し、国際NGOであるワールド・ビジョン・ジンバブエの事業に協力することで支援を行いました^(注14)。具体的には、ブラワヨ市の社会的弱者層が住む6地区を対象に、掘削済み井戸にポンプを設置して井戸水の再利用を図るとともに、井戸利用者に対する正しい井戸水の利用法等の衛生上の啓発活動を通じ、同地区住民の生活環境および健康改善を図りました。

< 民間企業との連携 >

援助の実施にあたっては、日本の民間企業の持つ技術や知見の活用を図っていくことも重要なことです。このような民間企業との連携の一例として、円借款における本邦技術活用条件(STEP^(注15))制度があります。STEPは、日本の優れた技術やノウハウを活用し、開発途上国への技術移転を進めるために、2002年に導入された制度です。STEPの条件では、契約先は日本企業に限定されており、開発途上国の現場での日本企業による事業実施と技術の活用を通じ、日本の「顔の見える援助」が一層促進されることとなります。

従来、STEPの実施の際には、円借款融資対象総額(コンサルティングサービス部分を除く)の30%以上について、日本を原産とする資機材を調達することを条件としていました。2006年10月には、工法等の面で日本企業の優れた技術の活用が期待される事業については、資機材の調達のみならず、工事費等のサービスに係る部分もこの比率の算定に含めることとするなどの制度変更を行いました^(注16)。この制度変更により、本制度の更なる活用が期待されます。



©三井昌志

注14：「ジンバブエに対する緊急水供給衛生計画」

注15：STEP:Special Terms for Economic Partnership

注16：資機材やプラント等の設置が主な目的であり、資機材の面で日本の技術の活用が期待される事業については、引き続き資機材だけで比率を算定している。

2. 国民参加の拡大

(1) 国民各層の広範な参加

政府開発援助が国民の税金などを原資として行われている以上、政府開発援助事業を続けていくためには、広報や開発教育の推進などを通じて、政府開発援助に対する国民の理解と支持を得るよう努力しなければなりません。同時に国民参加型の国際協力を一層推進することにより、協力に参加する人材の層を拡大し、国際協力を国民に身近に感じてもらうことが大切です。

< 青年海外協力隊とシニア海外ボランティア >

国民各層からの政府開発援助事業への参加に関しては、青年海外協力隊事業およびシニア海外ボランティア派遣事業があります。

青年海外協力隊は、20歳から39歳の青年が開発途上国へ約2年滞在し、開発途上国の人々と生活や労働を共にしながら、開発途上国の社会的、経済的發展に協力する国民参加型事業です。青年海外協力隊は2005年に創設40周年を迎え、長い歴史を持つ、海外でも高く評価されている日本の顔の見える援助の一つです。2006年度までに累計で2万9,889名の青年海外協力隊員が派遣され、2007年6月、派遣累計人数が3万人を超えました。

また、シニア海外ボランティア事業は、幅広い技術、豊かな経験を有する40歳から69歳の年代で、ボランティア

そうした考えの下、国民参加の拡大のため、様々な段階で国民が国際協力の立案・実施にかかわることができるよう、制度的な整備を進めています。例えば、国別援助計画の策定作業において外務省のホームページで意見募集を行っており、その策定段階において幅広く国民の意見を求めています。

精神に基づき開発途上国の発展のために貢献したいという方々が行う活動を日本政府が支援するという国民参加型事業です。1990年度に「シニア協力専門家」として発足しましたが、1996年度に青年海外協力隊のシニア版であるボランティア事業として位置付けられ、「シニア海外ボランティア」に名称変更されました。2006年度までの累計で3,030名のシニア海外ボランティアが計56か国に派遣されています。

なお、青年海外協力隊およびシニア海外ボランティア事業は「JICA改革プラン第2弾」により、現職教員参加制度や短期派遣（1年未満）など参加メニューの多様化を図っており、より国民が参加しやすい環境を整えています。

→ 青年海外協力隊については第I部10ページも参照してください

< 国民参加を促進する事業 >

国民参加を促進する事業として、「国際協力の日」（10月6日）を記念して毎年東京の日比谷公園で開催される「グローバルフェスタJAPAN」（2005年度に「国際協力フェスティバル」から名称を変更）、「国際協力に

ついて語ろう」、「ODA出前講座」の開催、1999年度から開始した「ODA民間モニター」があります。

→ なお、国際協力について語ろう、ODA出前講座の状況については、第II部205ページを参照してください

(2) 人材育成と開発研究

(イ) 人材育成

開発問題の多様化と高度化により、現在、国際協力活動を効果的・効率的に実施していく上では、高度な知識と豊富な経験、外国語コミュニケーション能力などを備えた有能な人材の育成と確保が不可欠です。

こうした背景を踏まえ、国際開発大学構想を推進する機関として1990年に設立された財団法人国際開発高等教育機構（FASID^(注17)）は、援助に携わる人材を対象とした研修や教育、調査・研究事業などを実施し

注17：FASID:Foundation for Advanced Studies on International Development

ています。FASIDは、開発の理論、政策、実務について能力向上を目的とした各種研修を、政府関係者のほかNGOや民間企業関係者など幅広い層に対して実施していることに加え、開発援助分野の重要テーマに関する調査・研究を行い、その成果を幅広く公表しています^(注18)。また、2000年4月から、政策研究大学院大学(GRIPS^(注19))と連携して、同大学院修士課程に国際開発プログラムを開設し、さらに2002年4月には博士課程を開設したほか、いくつかの大学に開講されている開発協力関連の講座や学科などに対してFASIDから講師を派遣しています。

また、JICAでは各種プログラムの運営を通して、最新の援助動向や技術移転手法、語学を学んだり、国内および海外での援助実務経験を習得させるための研修を実施しています。ジュニア専門員といった、ある程度の専門性を持ちつつも経験の浅い若手の育成から、

(ロ) 開発研究

また、効果的・効率的な援助を行うためには、開発途上国のニーズや国際社会の動向を適切に把握することが不可欠であり、このための調査研究や知見の活用に向けた取組が行われています。

外務省では、気候変動の適応に関する有識者会議を設置し、2007年3月には、適応策の考え方、開発途上国の適応能力強化のための国際的支援の在り方、国際協調などについて、提言を受けました^(注22)。

JICAでは、国際協力総合研修所において、JICA関係者を中心とした研究会を組織しています。研究会の内容によっては大学や研究機関などの外部有識者の知見を得つつ、開発や援助に関する課題について、新たな領域での事業戦略策定に向けた分析や提言、援助潮流や開発理論の分析を行う事業戦略研究を実施しています。さらに、これまでの事例研究を通じた事業経験の体系化、援助マネジメント手法を検討する援助手法研究という2つの大きなテーマを中心に調査研究を実施しています。2006年度は、新JICA発足に向けた準備や昨今の気候変動に対する国際世論の高まりを踏まえた、「資金協力と技術協力の一体的実施」、「気候変動に対する適応策」や、「タイ地方行政」などの能力強化事例研究を含む、合計28件の調査研究を実施

既に一定の専門性や経験を有する国際協力専門員まで、幅広く人材の育成と拡充を行っています。こうした取組を通じ、日本の政府開発援助事業以外にもNGOや国際機関などで即戦力として活躍する人材を輩出することが期待されています。

さらに、専門性や意欲を持つ人材を効果的かつ有効に確保・活用するためにJICAに「国際協力人材センター」を開設し、JICA、NGOや国際機関の求人情報の提供、人材登録、各種研修・セミナー情報の提供およびキャリア・アップの相談などを行っています。

このほか、日本貿易振興機構(JETRO^(注20))のアジア経済研究所開発スクール(IDEAS^(注21))では、開発途上国の経済・社会開発に寄与すべく、高度な能力を持った開発専門家を育成しています。外国人、日本人の双方に対して研修を実施しており、多方面で活躍しています。

しました。

JBICでは、開発金融研究所において、開発途上国の開発政策や事業が、効果的かつ効率的に形成・実施され、高い効果を発現するための協力の一環として、国内外の研究者の知見を活用しながら、開発政策・制度・事業等の諸問題に関する調査や政策提言を行っています。

2006年5月には、開発に関する先駆的な研究発表・議論の場である「開発経済に関する年次報告(通称: ABCDE Tokyo 2006)」が初めて東アジアで開催されました。同会合における「貧困層に裨益する経済成長のための都市インフラ」および「貧困削減における農業の役割」の分科会においてJBICの過去の研究成果等を発表しました。また、JBICは、開発途上国の政策・研究機関からなる世界的ネットワークであるGlobal Development Network(GDN)の日本ネットワーク(GDN-Japan)のハブ機関の役割も担っています。GDN-Japanとして2006年1月に北京で開催された「第8回GDN年次会合」では「集積による開発・内生的成長と貧困削減」をテーマに分科会を行いました。2006年度は、「インフラとMDGsの実証研究—インフラの貧困削減と人的資本へのインパクト—」調査、「中東地域安定の

注18 : <http://www.fasid.or.jp>

注19 : GRIPS:National Graduate Institute for Policy Studies

注20 : JETRO:Japan External Trade Organization

注21 : IDEAS:Institute of Developing Economics Advanced School

注22 : この提言については、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/environment/referenre.html>に掲載されている。

要としてのエジプト」調査を実施しました。

新JICAでは、近年のODA改革および国際社会の動向を踏まえ、調査・研究業務の重要性が高まってきたことを受け、このような業務が独立した号として法律で

規定されることになりました。今後、日本の援助を国際的に発信していくための研究や、日本の援助の優位性を伸ばすための研究に力を入れていくことが期待されています。

(3) 開発教育

開発教育は、開発問題に対する子どもたちの関心を高め、国際協力に対する理解を促し、ひいては国際協力への志を育むことにもつながります。

全国の小中高等学校で実施されている「総合的な学習の時間」の学習活動の一つとして、開発教育と密接に関連する国際理解教育が例示されており、小中高等学校の授業において開発途上国の抱える問題についてとりあげる機会も増えつつあります。こうした開発教育を推進するために、外務省のホームページ内に「義務教育向け開発教育推進ホームページ（「探検しよう！みんなの地球」）」を立ち上げたり、国際協力プラザのホームページにおいて動画等も含めた様々な開発教育教材を随時提供するなど、政府においても積極的な取組を行っています。以上のような取組に加え、2003年度からは、「開発教育／国際理解教育コンクール」を毎年開催しています。

また、ODA民間モニター（本節2.（4）を参照してください）では、2004年度から、現場での視察の成果を学校における開発教育でいかせるように「教員枠」を設けたほか、生徒自身の参加を促すべく、2007年度に「高校生枠」を設置しました。また、2005年から開始し

た「ODA出前講座」（本節2.（4）を参照してください）も教育の現場で実施しています。

その他、JICA、JBICも開発教育の普及に努めています。JICAは、学校教育の現場や地方の国際化を推進する地方自治体などの求めに応じて、青年海外協力隊経験者などを講師として学校などへ派遣する「国際協力出前講座」、全国の中学生・高校生を対象にしたエッセイコンテストなどを実施するとともに、「開発教育指導者セミナー」や「教師海外研修」といった、教育従事者への支援を行っています。さらに、2006年4月には、開発教育支援を含む、市民参加協力事業の拠点として、「JICA地球ひろば」を開所しました。2006年度の来所延べ人数は約6万6,000人で、2007年9月までの来所延べ人数は約11万1,000人です。

JBICでは、修学旅行生のグループ学習の受入や職員による出張講座を実施しているのに加え、「円借款パートナーシップセミナー」や大学生・大学院生を対象とした「学生論文コンテスト」を実施しています。また、上述した「JICA地球ひろば」にはJBICからも講師を派遣しており、新JICAの設立に向け、JICA-JBIC間の連携が進んでいます。

(4) 情報公開と広報

日本の外交において大きな役割を担う開発途上国への開発援助を進めていくに際して国民からの理解と支持

を得ることは不可欠であり、そのために政府としても国際協力に関する情報の一層の公開に取り組んでいます。

< 国内における積極的な広報と情報提供 >

国際協力に関する情報提供および日本の協力案件に接する機会を提供するための具体的な施策として

は、この白書や外交青書をはじめとする政府刊行物の発行以外にも、以下のような取組があります。

● ホームページ・メールマガジン・新聞

関連のホームページにおいて情報公開の充実化を図っており、外務省、JICA、JBIC、国際協力プラザなど

のホームページでは、国際協力に関する多くの情報をタイムリーに掲載するとともに、各ホームページ^(注23)とも国

注23 : <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda> (外務省)
<http://www.jica.go.jp> (JICA)
<http://www.jbic.go.jp> (JBIC)
<http://www.apic.or.jp/plaza> (国際協力プラザ)

際協力について分かりやすく紹介しています。

外務省は、ホームページに加え、メールマガジンも発行しています。2007年3月22日現在で第111号まで発行され、この中では、経済協力にかかわる時宜を得た話題や情報を提供しているほか、在外にある日本大使館の館員や、青年海外協力隊員、シニア海外ボランティアなどが、実際の援助の現場で体験した話や援助にまつ

● 市民との対話

「国際協力について語ろう」は、国際協力に関する市民対話の一環として、政府開発援助(ODA)改革を巡る動きなどを一般市民に紹介するとともに、国民の生の声を直接聴取することを目的に、日本全国各地で開催されています。2007年2月までに33回開催され、有識者や外務省の省員と一般市民との間で忌たんのない意見交換を行っています。

わるエピソードなどを紹介しています。なお、メールマガジンはホームページを通じて随時登録を受け付けており、2007年3月末現在で約1万4,100名の方が登録されています。

また、国際協力に関する最新情報を掲載する「国際協力新聞」を毎月発行し、全国の教育機関、図書館等に配布しています。

また、より機動的な市民対話の一環として2005年10月からは、外務省経済協力局(当時)^(注24)の職員が中学、高校、大学、大学院、地方自治体(国際交流協会)、NGOなどに赴いて、国際協力について説明をする「ODA出前講座」を開始し、2007年3月までに19回開催されました。

図表II-45 「国際協力について語ろう」およびODA出前講座の開催状況

(2006年度)

「国際協力について語ろう」				
第32回	2006年	10月	1日	東京
第33回	2007年	2月	4日	大阪
ODA出前講座				
第6回	2006年	4月	25日	獨協大学
第7回	2006年	6月	17日	クレオ大阪西
第8回	2006年	6月	19日	和光国際高等学校
第9回	2006年	6月	29日	富山県立小杉高等学校
第10回	2006年	7月	12日	九州大学
第11回	2006年	7月	13日	山口大学
第12回	2006年	10月	5日	埼玉県東松山市白山中学校
第13回	2006年	10月	5日	名古屋市高年大学鯉城学園 <small>こじょう</small>
第14回	2006年	11月	7日	堺女性大学
第15回	2006年	11月	21日	成蹊大学
第16回	2006年	11月	25日	東京大学
第17回	2006年	11月	29日	仙台市立幸町中学校
第18回	2006年	12月	4日	早稲田大学
第19回	2007年	3月	31日	(特活) 国際援助団体アイウエオ・サークル

注24：2006年8月1日の外務省機構改革により国際協力局が発足し、現在は同局が担当している。

● ODA民間モニターの派遣

ODA民間モニター事業は、国際協力に関心を有する一般国民が実際の援助の現場に赴き日本の政府開発援助案件を直接視察することにより、国際協力の意義・重要性について正しく理解するとともに、意見や感想などを提言するものです。この事業は、1999年度から開始され、2007年度までに704名がアジア、アフリカ、中南米など28か国の開発途上国のプロジェクトなど479件を視察しました。参加者からは、政府開発援助が開発

● 国内広報テレビ番組

開発途上国の現状、援助の必要性、プロジェクトに参画・利益を受けている住民および日本人の姿を映像にし、日本の国際協力が開発途上国においてどのように評価され、また役立っているかをより多くの一般国民に紹介し、国際協力に対する関心を高め、理解を深めてもらうため、シリーズもののレギュラー番組を1997年度から制作・放映してきています。2006年度は、テレビ

● グローバルフェスタJAPAN

1990年から日本国内最大の国際協力イベントとして「国際協力フェスティバル」を毎年「国際協力の日」(10月6日)^(注26)にあわせて開催してきましたが、若い世代や国際協力になじみの薄い層にも広く参加してもらうため、2005年に名前を「グローバルフェスタJAPAN」に変更しました。外務省、JICA、JBICおよび国際協力NGOセンター(JANIC)が共催し、東京・日比谷公園で土・日の2日間にわたって行われるグローバルフェスタJAPANには、政府、NGO、国際機関、各国大使館など200を超える団体が出展します。会場では来場者に国際協力をより身近なものに感じてもらう、政府開発援助(ODA)を含む国際協力の現状や必要性、政府とNGOの協力などについて理解が進むよう、各出展団体のテントでの紹介のほか、ダンスや音楽、クイズ大会、チャリティーラン、各種ワークショップなど、楽しく親しみやすいイベントが多数行われました。

グローバルフェスタJAPANでは、毎年、統一テーマを設定しています。2006年は『「食」から考える・地球しあわせ計画』をテーマとし、途上国の食糧事情、日本の食糧支援、各国の食文化、食の安全性など、身近な関

途上国の発展・安定に役立っていることや援助の必要性について理解を深めたなどといった報告がなされています^(注25)。また、モニターへの参加をきっかけとして、国際協力に関心を深め、青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして国際協力に参加することとなった方もいます。これからも、こうした事業を通じて、国際協力に対する国民の理解が一層進んでいくことを期待しています。

東京で毎週1回4分間の番組「関口知宏の地球サポーター」を、ラオス、イラク、タンザニア、エルサルバドル、モンゴル、パキスタン、トルコについて放映し、平均視聴率は5.3%に上りました。また、国民の方々の全国放送への強い希望から、BSで総集編を放送しました。そして2007年度も引き続き、「関口知宏の地球サポーター」を放映しています。

心事である「食」を通して、国際協力、途上国への理解促進を図りました。2007年10月6日・7日に行われた「グローバルフェスタJAPAN2007」は、私たちの生活の中心である家族、家庭から、私たちの周りの地域、環境、世界とのきずなやつながりを考えてもらい、国際協力や途上国への理解促進を図ることを目指して「家族と地球」をテーマにして行われ、2日間で約8万人の来場者がありました。また、初めての試みとして民間企業の協



グローバルフェスタJAPAN2007でのアフリカンミュージックとダンスパフォーマンスの様子

注25：ODA民間モニター報告書は外務省ホームページにも掲載されている(民間モニター報告書のURLは、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/monitor.html>)。

注26：1954年10月6日、日本はコロンボ・プランへの加盟を閣議決定し、経済協力を開始した。現在、10月6日は1987年の閣議了解により「国際協力の日」と定められている。

賛を得て、企業のブース展示やアトラクションを通じ、日本の国際協力が政府、国際機関、NGOのみならず、幅広く民間企業の活動に支えられていることも来場者に紹介しました。さらに、外務省は、紺野美沙子国連開発計画 (UNDP) 親善大使ほかを迎えて、パネルディスカッション「国際協力について語ろう」や、ミニシンポジウム「国際協力におけるNGOとの連携」のほか、外務省のテントでは、自分の身近なところで途上国のためにで

きることを宣言し、実践につなげる試みとして、来場者に「私の国際協力宣言」をしていただきました。また、関口知宏さんや眞鍋かをりさんの国際協力に関するトークショーも行われました。このようなイベントを通じて、一人でも多くの方が国際協力への理解を深め、国際協力に参加するようになることが期待されます。

→ 関口さんについては206ページも参照してください

「グローバルフェスタJAPAN2007」に参加いただいた眞鍋かをりさんにお話を伺いました。

■ これまで国際協力に関するご経験がないとお聞きました。

「国際協力というと、大学の友人でかかわっている人もいましたが、自分を含めた一般の人にとっては、少し遠い世界の話だと思っていました」

■ 現在、アフリカへの協力について、日本を含めた国際社会で取組を強化しています。

「インターネットを通じて、フェアトレード商品を購入したりしているのですが、アフリカに対して、あまり遠いところという印象はありません」

■ というと、実はもう国際協力に参加されていらっやっったんですね。

「そうですね(笑)。今後は、環境に配慮した日用品や、フェアトレード商品を意識的に買うなど、直接自分で身近に実践できる協力を行っていくことに加えて、活動を学んで伝えていく役割もしていきたいと思っています」



グローバルフェスタJAPAN2007・眞鍋かをりさんのトークショー

< 国際社会に対する情報発信の強化 >

日本国内における広報に限らず、政府開発援助を通じた日本の積極的な国際貢献については海外においても正しく認知され、評価されることが重要です。

日本は従来、海外において日本の援助が正しく評価され、個々の案件が日本の援助によるものであることを周知すべく、署名式や引渡式に際してプレスリリースを发出するなど現地プレスの取材に協力したり、日本の援助物資に日章旗ステッカー(英語、アラビア語)やODAシンボルマーク・ステッカー(英語、フランス語、スペイン語、アラビア語、ポルトガル語、中国語)を貼付したり、看板を設置するなどしています。

また、当該国に対する日本の援助政策やその成果について広く相手国国民に知ってもらうため、当該国向けに広報テレビ番組を放映しています。2006年度は、ネ

パール、ブルガリア、エルサルバドル、モンゴルで放映しました。また、在外にある日本大使館は現地プレスに対して日本の援助現場視察をアレンジし、現地のメディアでも日本の協力案件がとりあげられるような機会づくりに努めています。さらに、在外公館が各種講演活動や英語・現地語によるホームページ・メールマガジンなどによる発信を行ったり、現地のJICA、JBICなどとも協力しつつ、日本の国際協力に関する様々な広報資料パンフレットを作成・配布しています。他の援助国・機関を含む国際社会に対しても、日常の外交努力や国際会議における情報発信のほか、各種のシンポジウムやセミナーの開催やホームページを通じた情報発信に積極的に取り組んでいます。

3. 効果的実施のために必要な事項

(1) 評価の充実

政府開発援助をより効果的・効率的に実施するためには、その実施状況や効果を的確に把握し、必要に応じて改善することが重要です。また、納税者である国民に対して政府開発援助がどのように使われて、どのような効果があったのかを説明することも重要です。これらの目的を果たすため、外務省を含む関係各府省庁、および実施機関であるJICA、JBICではモニタリングや評価を実施しています。

政府開発援助評価は企画(Plan)→実施(Do)→チェック(Check)→反映(Act)のサイクル(PCDAサイクル)の中に位置付けられ、評価の結果は政府開発援

助政策の策定および実施の改善に役立つように担当部局にフィードバックされるとともに、被援助国の関係者に対しても伝えられます。このように政策策定や事業の改善に役立てるとともに、ホームページなどを通じて国民に対する説明責任を果たす役割を担っています。

外務省では、政策レベルでの評価(国別評価および重点課題別評価)、プログラムレベルの評価(セクター別評価および援助手法別(スキーム別)評価)を中心に評価を実施しています。また、評価の客観性を確保するため、第三者による評価を行うなど外部の視点を入れるよう努めています。

< 政策レベル・プログラムレベル評価 >

2006年度は、国別評価ではベトナム、ブータン、モロッコ、ザンビア、マダガスカルにおける日本の援助を検証しました。特に、日本の援助政策が開発途上国の需要に整合しているか、援助政策の効果はあったのか、適切な実施プロセスによって援助が行われていたのか、といった点を中心に評価を実施しました。

例えば、ベトナムの国別評価では、日本の援助政策は、ベトナムの経済開発計画の基本方針・方向性と十分整合的であることが確認されただけでなく、ベトナムの貧困削減に日本の支援が大きく貢献しているとの評価結果が得られました。将来に向けた提言としては、今後は世界貿易機関(WTO^(注27))加盟に伴って新たな社会・経済的課題が発生してくることが予想され、これに対応する支援を重視していく必要があること、両国間で援助の方針のみならず、到達目標を共有することが望ましいとの指摘がなされました。

< プロジェクトレベル評価 >

個別プロジェクトの評価も、効果的・効率的な援助実施のため、また国民への説明責任を果たすために重要であり、その充実を図っています。

円借款では、JBICがすべての事業に関して、事業の準備段階において「事前評価」を実施するとともに、完

成後2年目に国際評価基準に基づいて、妥当性、効率性、有効性、インパクト、持続性の観点から外部評価者による「事後評価」をしています。さらに、これらの評価体制をより充実させるため、2004年度から、借款契約締結後5年目に事業計画の妥当性・有効性等を検証する

重点課題別評価では、「農業・農村開発」、「環境・森林保全」、「地域協力(中米地域)」といった課題を対象とした評価を実施しました。これらの評価においては、国際社会の取組との整合性、結果の有効性、プロセスの適切性などについて検証を行いました。その結果、「環境・森林保全」では、無償資金協力、技術協力および有償資金協力それぞれの特長をいかし、連携させて実施したことにより、相乗効果を発揮した取組も見られたことが確認されました。同時に、相手国の技術や植林計画等の有無により有効な援助方法も異なり、相手国の自助努力を支援する適切な手法の適用が重要であるとの指摘もなされました。

プログラムレベルの評価では、1か国における1分野を対象とした分野別評価として、NGOと合同でタイの保健分野の援助を、手法別評価として、開発調査についての検証を行いました。

注27 : WTO:World Trade Organization

「中間レビュー」と、事業完成後7年目に有効性・インパクト・持続性等を検証する「事後モニタリング」を実施しています。

また、円借款事業が人々に与える効果を定量的に分析するインパクト評価も実施しました。具体的には、ペルーにおける「アマゾン地域社会インフラ整備事業／山岳地域社会インフラ整備事業」の事後評価に加え、テーマ別評価として「貧困地域における生活環境改善・生計向上」を実施しました。これは、フジモリ政権下で設置された社会投資基金^(注28)における小規模インフラ事業(給水、道路、小規模電化)の住民へのインパクトを計量経済学的手法を活用して分析したものです。その結果、給水プロジェクトが実施された地域では、実施されていない地域と比較し、受益世帯において水くみ労働時間の削減や乳幼児の下痢罹患率の低下等が確認されています。また、小規模電化プロジェクトでも、同様に受益世帯において起業増等が確認されました。

技術協力では、JICAが、プロジェクトの開始前、実施中、終了時、終了後の各段階を通じた一貫した評価に取り組むとともに、これらの評価を通じて得られた提言、教訓を案件の計画・実施に、組織的にフィードバックしています。また、終了時評価結果の外部有識者による二次評価や、事後評価結果への外部有識者によるコメント取付けなど、評価の透明性、客観性を高めるため、様々な形で外部有識者の評価への参加を拡充しています。

セネガル「保健人材開発促進プロジェクト」では、

2004年に行われた実施中(中間)評価において、プロジェクトの当初の対象が「一次健康医療システムで働く保健人材」と抽象的で、複数にわたる実施機関の間で対象に対する意識が共有されにくく、各機関が、現場で異なる優先順位に沿った活動を行っている状況に対し、各活動に共通する対象である保健ポストの責任者を対象に設定し、一方で、実施機関の間の調整会議を定期的に開催することを提言しました。この提言により、プロジェクトの後半には、各実施機関がプロジェクトの成果を効果的に相互活用し、相乗効果を上げ、2006年に行われたプロジェクト終了時評価では、プロジェクトの各活動において、良好な結果が得られたことが確認されました。

無償資金協力については、2005年度から外務省がプロジェクトの事後評価を実施し、施設や機材の活用状況、効果の発現状況等について確認し、それぞれの事業の課題や問題点を検証しています。2006年度には、81案件に対する事後評価を行いました。このうち、完成後3年から5年を経過した10億円以上の無償資金協力案件69案件(38か国)については外務省が一次評価を行い、さらに、2006年度からは、一次評価の妥当性や適正性を検証するため、第三者による二次評価を導入しました。また、分野別および国・地域別のプロジェクト・レベル事後評価についても、2006年度から、第三者に委託して実施しています。これらの事後評価により得られた教訓は新規案件の形成および実施に反映していきます。

＜ 新JICAの発足を念頭に置いた包括的な評価システムの模索 ＞

2008年10月に発足する新JICAの下で、技術協力、有償資金協力、無償資金協力といったすべての援助手法で、統合的なモニタリング・評価体制を確立するよう検討しています。また、外務省、新JICAがそれぞれ実

施するプログラムレベルでの評価については、両者が評価計画立案の段階から調整し、重複がないよう効果的・効率的な役割分担を行うこととしています。

注28：現女性・社会開発省国家社会開発基金(FONCODES:Fondo de Cooperación para el Desarrollo Social)

(2) 適正な手続きの確保

環境の保全および社会面への影響を考慮しない開発は短期的には効果を上げることはあっても、中長期的には当該国の経済社会的発展を阻害する要因となり、日本が従来取り組んできた持続可能な開発の考え方や相反します。政府開発援助(ODA)大綱の援助実施の原則においても、環境と開発を両立させることが明記されており、環境に適切に配慮することは開発途上国の持続的な開発に不可欠です。

そのため、実施機関においては環境ガイドラインを策定・活用し、援助を実施する際には事業実施主体側が自然環境への影響のみならず、自発的ではない住民移転や土地および資源に関する先住民族などの諸権利などの社会面への影響に対する配慮がきちんとなされているかを確認しなくてはなりません。このような環境ガイドラインの策定・活用は、日本の援助が環境や地域社会に負の効果を及ぼすことをできる限り回避するよう努めているだけでなく、環境問題への配慮確認の透明性、予測可能性、アカウンタビリティの確保も期待されています。

日本は、これまでも各種の環境社会配慮ガイドラインに沿って、開発途上国側の取組につき事前確認を行ってきていましたが、近年は、そうしたガイドラインの一層の充実化に努めています。有償資金協力については、有識者やNGOなどからの幅広い意見を聴取した上で、環境面にとどまらず住民移転や先住民族・女性等社会的弱者への配慮などの社会配慮も含めた形で、

「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を2002年4月に策定し、2003年10月から施行しています。技術協力に関しては、有識者やNGOなどから、幅広く外部の意見を求めた上で、2004年3月、「JICA環境社会配慮ガイドライン」を改定し、同年4月から施行しています。また、無償資金協力に関しても、JICA環境社会配慮ガイドラインを準用した「無償資金協力審査ガイドライン」(暫定版)を2004年8月に作成し、試行的に適用していましたが、この間に寄せられた意見等を踏まえ、ガイドラインを改定し、2006年4月から本格的に適用しています。

また、効果的・効率的な援助の実施のため、資機材およびコンサルティング業務などに関し質や価格面において適正かつ効率的な調達が行われるよう努めています。

今後とも、日本は、環境や社会面における影響に配慮しながら効果的・効率的に政府開発援助を実施していきます。

さらに、無償資金協力については、国際金融、開発経済、法律、会計・情報の専門家およびNGO関係者からなる無償資金協力実施適正会議を開催し、無償資金協力の案件選定にかかわるプロセスに第三者の視点を取り入れているほか、無償資金協力事業の更なる効率化、透明性を高めるために活発な議論を行っており、これらの議論から得られた指摘などを業務に反映させています。

(3) 不正、腐敗の防止

日本の政府開発援助は、被援助国の経済社会開発や福祉の向上を目的としており、かつ、国民の税金などを原資としていることから、援助によって供与された資金が不正に使用されることは絶対に避けなければなりません。そのため、政府および実施機関では調達などの手続きについて透明化・簡素化を図っています。

有償資金協力については、案件の選定段階において、円借款の候補案件リスト(ロングリスト)の作成、公表を行っており、これまでベトナム、インドネシアなど6か国

について策定、公表されています。同リストは複数年にわたる候補案件のリストであり、リストへの掲載をもって円借款の供与を何ら意味するものではありませんが、作成後は原則としてリストに掲載された案件から年度ごとに正式要請を受け、案件を精査の上供与することになります。リストの作成・公表により、中長期的観点から円借款案件をより効果的・効率的に発掘・形成することが可能となり、他の援助国・国際機関との連携が促進されることが期待されます。

政府開発援助案件の調達段階においては、これまで、無償資金協力、有償資金協力については、JICA、JBICの調達ガイドラインに従って原則開発途上国側が入札を行い、その結果をJICA、JBICが確認し、受注企業名のみならず、契約金額も公表するなど、透明性を確保する措置がとられてきました。技術協力については、JICAが調達に係る規定にのっとり、事業実施のための資機材・サービスなどの調達をしています。また、無償資金協力、有償資金協力、技術協力とも、入札事業実施において不正が行われた場合は、不正を行った業者を一定期間事業の入札・契約から排除する仕組みが整えられています。

また、監査に関しては、外部監査の拡充、抜打ち監査の実施およびそれらの提言による改善措置を講じるための取組に関し充実を図ってきています。

外部監査の拡充については、有償資金協力について、一部の国で実施していた円借款調達手続きの外部専門家によるレビューの対象国を順次拡大しています。無償資金協力では、300万円以上（従来は2,000万

円以上）の草の根・人間の安全保障無償資金協力案件について外部監査を原則義務付け、順次実施しています。技術協力についても、JICAにおいて会計監査人による監査として、外部監査を実施しています。

抜打ち監査の実施に関しては、有償資金協力について、原則として2002年度以降政府間で合意がなされた案件を対象にサンプリングによる監査を導入しています。また、無償資金協力については、2004年度から契約認証業務が審査基準に準拠して実施されているかどうかについて、抜打ちの監査を導入しています。技術協力については、サンプリングによる内部監査を実施しています。

改善措置を講じるためのシステム整備に関しては、有償資金協力および技術協力について、それぞれ実施機関の関係部局が監査結果を踏まえてフォローアップを行う仕組みを拡充しています。

日本としては、今後とも、不正に対する取組を一層強化していきます。

(4) 援助関係者の安全確保

日本が政府開発援助予算を用いて援助を行っている国・地域が160を超える中で、援助関係者が活動する開発途上国の治安状況は様々であり、かつ日々刻々と変化しています。さらに、米国同時多発テロ以降、中東地域・南アジア地域における緊張の高まりや、世界各地で多発するテロに対して、また平和構築における援助において、どのように援助関係者の安全を確保するのかが極めて重要な問題となっています。

日本においては、在外公館や現地事務所などを通じて現地の治安状況の把握に努め、渡航情報などの情報提供、援助関係者間での情報交換や共有を行っているほか、JICAやJBICは、出発前の研修やセミナーの実施、緊急時の通信手段の確保、安全対策クラーク

の配置^(注29)、住居の防犯設備などの措置を講じています。さらに、JICAにおいては、平和構築にかかわる関係者の安全管理スキルの向上を目的として、UNHCRが実施する緊急時対処訓練(Emergency-training)に参加させるなど、安全管理分野での能力強化に取り組んでいます。

さらにJICAにおいては、在外公館や在外の国連事務所なども情報交換し、各国・地域の治安状況に応じた安全対策マニュアルなどを作成するなど、適時適切な安全対策措置を講じています。JBICにおいても同様の対応をしているほか、日本受注企業への情報提供などにより、日本受注企業の安全確保を図っています。

注29：JICAでは、現地の安全対策を強化するため、その国の治安や安全対策に詳しい人材を安全対策クラーク(担当官)として雇用し、日々の治安情報の収集と発信、住居防犯から交通事故対策まで、広範囲の仕事を24時間体制で対応できるようにしている。